

千葉県告示第958号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年11月22日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年11月22日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 長作町11号線	花見川区長作町1215番から 花見川区長作町1301番12まで	令和5年11月22日
市道 刈田子町26号線	緑区刈田子町81番1から 緑区刈田子町70番8まで	令和5年11月22日